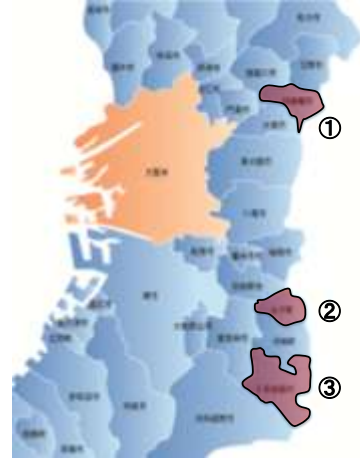


大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議 統合素案（中間報告）の概要

1. 水道事業の概要と課題



(1) 給水人口（平成 24 年度）

①	四條畷市	約 57,200 人
②	太子町	約 14,100 人
③	千早赤阪村	約 5,700 人

(2) 現状と今後の課題

- 自己水源の水量の低下や水質の悪化の恐れ
- 耐用年数を経過した老朽化施設が大幅に増加
- 給水人口の減少・更新費用の増加に伴う給水原価の上昇
- 技術職員の確保が難しい状況であり技術継承が困難
- 厳しい経営環境の中、お客さまサービスの維持が困難

2. 水需要

- 給水人口の減少等の要因により、3団体とも将来の水需要は大きく減少する。

【40年後（H64）の人口減少率】

四條畷市：△約25%、太子町：△約30%、千早赤阪村：△約60%

3. 施設整備

- 統合した場合は、事業費を低減できる。

40年間の事業費の比較（平成25～64年度）（単位：百万円）

	① 単独経営	② 統合	事業費の低減額（②-①）
四條畷市	10,967	9,549	△ 1,418
太子町	3,953	3,675	△ 278
千早赤阪村	4,843	4,314	△ 529

- ① 単独経営時の事業費：アセットマネジメントによる更新費用にダウンサイジングを考慮
② 統合時の事業費：上記に加え、施設の最適配置を考慮

4. 経営シミュレーション（詳細は、裏面 ※1参照）

- 統合した場合は、将来の水道料金（供給単価）の値上げを抑制できる。

水道料金（供給単価）の比較（単位：円/㎡）

	現在 (H25)	単独経営		統合	
		10年後	40年後	10年後	40年後
四條畷市	173	199 (+15%)	219 (+27%)	173 (±0%)	207 (+20%)
太子町	172	177 (+3%)	246 (+43%)	172 (±0%)	230 (+34%)
千早赤阪村	191	299 (+57%)	614 (+221%)	243 (+27%)	471 (+147%)

- ・ 3団体の会計は分離し、個別の水道料金を設定
- ・ 統合する場合は、統合に伴う国庫補助金を活用

5. 統合後の事業運営体制

- 統合後も当面は3団体の現行体制を基本とする（企業団は、下水道事業は引き継がない）。
- 企業団の技術力・組織力の活用や業務の一元化等を図る。

6. 統合のメリット（詳細は、裏面 ※2参照）

定量的メリット	○ 将来負担額の低減（事業費の低減 + 国庫補助金の活用）による将来の水道料金（供給単価）の値上げの抑制
定性的メリット	○ 業務の効率化 ○ 非常時対応の充実 ○ 技術継承問題の解消 ○ サービス水準の維持・向上
その他	○ 水道施設の安定性の向上

7. 統合を促進するための制度の創設（詳細は、裏面 ※3参照）

- 企業団と市町村との統合促進及び府域一水道の実現に向け、新たに以下の制度を設ける。

国庫補助金（統合関連事業）の活用	○ 統合に伴う国庫補助金（統合関連事業）は、統合する市町村の水道事業に優先的に活用
統合する市町村に対する企業団の独自支援策	○ 企業団（用水供給事業）が活用する国庫補助金相当額に見合う範囲で統合する市町村の水道事業を支援
企業団（用水供給事業）用地の活用	○ 統合する市町村の水道施設の設置にあたっては、企業団（用水供給事業）の用地を無償で使用可能

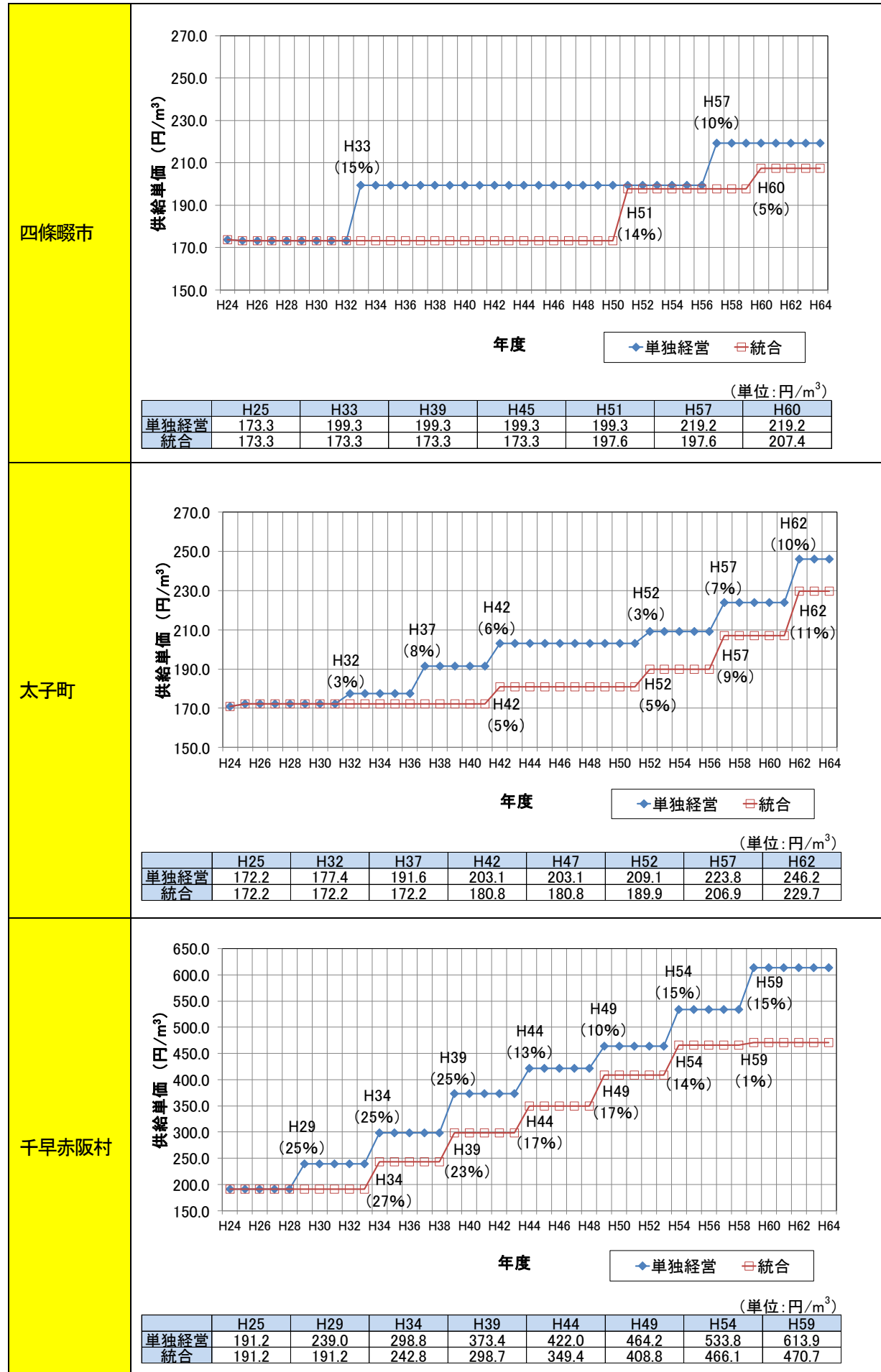
8. 企業団議会

- 統合する3団体に議席を配分することとし、議員定数（現状30名）を33名とする。

9. 今後のスケジュール（予定）

平成27年度	5・6月	○ 3団体の議会において、統合素案（最終報告案）及び統合に関する協定書案を審議
	7月	○ 首長会議において、統合素案（最終報告案）を審議 ○ 企業団議会において、統合案の報告 ○ 統合に関する協定書の締結【3団体と企業団】
	9月	○ 3団体の議会において、統合に関する議案（規約改正案等）を審議
	12月	○ 他の構成団体の議会において、統合に関する議案（規約改正案）を審議
平成28年度	3月	○ 大阪府議会において、大阪府広域的水道整備計画の変更について審議
	2月	○ 企業団議会において、給水条例案及び予算案を審議
平成29年度	4月～	○ 事業開始

※1 経営シミュレーション結果



(グラフ内の数値は、シミュレーション上での料金改定年度と改定率)

※2 将来負担額の低減 (40年間)

(単位：百万円)

	① 事業費の低減額	② 国庫補助金の活用額	将来負担の低減額 (①+②)
四條躰市	1,418	857	2,275
太子町	278	329	607
千早赤阪村	529	440	969

※3 統合を促進するための制度

【国庫補助金(統合関連事業)の活用、統合する市町村に対する企業団の独自支援策】

